

国民健康保険税の納め方

平成20年度から国民健康保険税の納付方法が普通徴収と特別徴収の2つになりました。

●普通徴収…納付書で現金により納付、もしくは口座振替により納付していただくもの。
 (今回の税率改正により納税者の負担を軽減するため、納期が6期から8期に変わりました)

●特別徴収…特別徴収対象被保険者(注1)の年金の支払時に、国民健康保険税を差し引きさせていただくもの(お申し出により口座振替に変更できます)。

- (注1)
1. 世帯主が国民健康保険に加入している。
 2. 世帯内の国民健康保険加入者が65歳から74歳までである。
 3. 年額18万円以上の年金を受

●保険税は、国保加入の資格を得た月から計算されます。加入の届出をした月からではありませんのでご注意ください。届出が遅れると、資格を得た月の分までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

- 給している。
4. 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない。

納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮 徴 収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	○		○		○	
本 徴 収						

●保険税の納税義務は世帯主にあります。世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84)1966

後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ

現在交付されている「後期高齢者医療被保険者証」は有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証をご使用ください。(8月以降になりましたら現在の被保険者証は処分してください。)

平成21年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書等については、7月中旬に送付いたします。

保険料は、被保険者本人の所得に応じた「所得割」と後期高齢者医療制度の資格を有している全員が等しく負担する「均等割」を合計して計算されます。

税率 所得割額・・・(総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 7.60%

均等割額・・・37,462円

※年金収入のみの方で、153万円以下の収入の方は均等割額のみ課されます。

平成21年度については下記の保険料の軽減措置が行われます。

均等割の軽減

- ① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の合計所得金額が33万円以下の方は**8.5割軽減**(平成21年度のみ)
- ② ①の方のうち「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が年金収入80万円以下でほかの所得がない世帯の方(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円となる場合)は**9割軽減**
- ③ 後期高齢者医療制度に加入する直前の健康保険が「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は**9割軽減**

所得割の軽減

- ① 総所得金額等が58万円(年金収入のみの方は、年額211万円)以下の方は、所得割額が**5割軽減**
 ※年金からの特別徴収となっている方で普通徴収を希望される方は、申し出により口座振替に変更できます。(受付時から翌々月後の年金天引きから変更になります。)

●お問い合わせ

- ・町民税務課 税務G ☎(84)1966
- ・茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
 〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオス1階